

長野県手をつなぐ育成会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、長野県手をつなぐ育成会(以下本会という)という

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所庁舎 1階 に置く。

(目的)

第3条 本会は、知的障害者(児)を守り、知的障害者対策を推進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 知的障害者(児)への理解を深め、社会連帯の理念に関する事
- (2) 福祉施設、教育、訓練施設等の設置拡大に関する事
- (3) 知的障害者(児)育成の知識、技能修得及び、情報交換に関する事
- (4) 本人活動の支援
- (5) 会員相互の親睦と、関係機関・団体との連絡、協調に関する事
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、長野県内の郡市毎に組織された「手をつなぐ育成会」を正会員とし、本会の主旨に賛同した個人及び、団体を賛助会員として組織する。

2. 地区協議会を北信、長野市、東信、中信、南信の5地区において、郡市会「手をつなぐ育成会」をもって組織する。
3. 地区協議会に関する規約、事業計画、予算、役員等については、当該地区協議会において定めるものとする。
4. 長野県内の郡市町村に育成会組織がない場合は、長野県手をつなぐ育成会直属会員とし、全国手をつなぐ育成会連合会が提供する保険サービスを受けられるものとする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く

会 長 1名 副会長 5名 監 事 若干名

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を置く

2. 事務局に、事務局長、事務局員を置く

(役員を選出)

第8条 会長は、総会において会員より選出する。

2. 副会長5名は、各地区協議会の会長がこれにあたる。
3. 監事は、総会において選任する

(役員の任期)

第9条 役員任期は2ヶ年とする。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、本会を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
3. 監事は、会務を監査し、総会において報告する。

(代議員)

第11条 代議員は各郡市会から1名の他、会員100人を超えるごとに1名宛て選出する。

(会 議)

第12条 会議は、総会と役員会とする。

2. 総会は毎年1回会長が招集して開催し、事業計画・事業報告・予算・決算・会則の変更・役員の改選等について審議する。
3. 臨時総会は、地区協議会からの要求のほか、必要の都度会長が招集する。
4. 総会の招集は、文書により日時・会場・議案等必要事項を明記し、開日の1週間以上前に発信しなければならない。
5. 総会の議長は、出席代議員の中から選出し、議事録を作成し、2名の署名委員が署名する。
6. 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。委任状及び代理人は出席とみなす。議決は、出席者の過半数をもって成立する。
7. 役員会は、必要の都度会長が招集する。

(専門部会)

第13条 本会の活動を適切・活発なものとし、会員の要請に応えるため専門部会を設ける事が出来る。

2. 専門部会は、本会の内部組織として、本会の事業につき専門分野において活動する。
3. 専門部会の経費は、本会予算のほか別途徴収する事が出来る。

(情報開示)

第14条 本会の活動状況及び、必要な情報は、会報等により会員に報告するとともに、情報は常に開示しなければならない。

(負担金)

第15条 正会員は、毎年度、予算の決定によって、負担金を納入しなければならない。

2. 本会の負担金は、構成する各市町村の5月1日現在の人口と各郡市会の会員数の両方を加味する。
3. 会員数は各郡市会の年度初めの会員とし、郡市会からの申告数を基とする。
4. 賛助会員は賛助会費を納入する。
5. 長野県手をつなぐ育成会直属預かり会員の会費は2,000円とする。

負担金計算式

$$\langle \text{会員数} \times 500 \text{円} \rangle + \langle \text{構成する市町村の人口} \times 6/10 \rangle$$

但2～3年ごとに見直す

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第17条 本会の会則の変更は、総会の決議を得て行う。

付 則

この規程は、平成22年5月14日より実施する。

2. 平成24年5月12日 一部を改正する。
3. 平成27年5月16日 一部を改正する
4. 令和 2年6月15日 一部を改正する
5. 令和 3年5月30日 一部を改正する

参 考 (会則の変更と組織名の変遷)

*長野県精神薄弱者育成会 会則

1、この会則は、昭和37年12月9日から実施する。

*長野県手をつなぐ親の会 会則

2、昭和40年12月13日一部変更を実施する。

3、昭和50年4月6日一部改正、実施する。

4、本会運営細則は、昭和50年4月6日別にこれを定める。

5、昭和57年3月30日会則及び運営細則の一部改正、実施する。

*長野県知的障害者育成会 会則

6、平成7年5月30日会の名称、会則及び運営細則の一部改正、6月1日より実施する。

7、平成8年6月1日会則の一部改正、実施する。

*長野県知的障害者育成会（長野県手をつなぐ親の会）会則